



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 地域森林計画の案の縦覧（森林緑地課） ..... 1
- 地域森林計画の変更案の縦覧・2件（森林緑地課） ..... 1
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林緑地課） ..... 2
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 4
- 屋外広告物講習会の開催（都市計画・モノレール課） ..... 4

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・4件（中小企業支援課） ..... 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） ..... 7
- 都市計画の変更の案の縦覧・4件（都市計画・モノレール課） ..... 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課） ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第568号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、沖縄北部地域森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 森林計画区の名称 沖縄北部地域森林計画区（名護市一円、国頭郡一円並びに島尻郡伊平屋村及び伊是名村）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄北部地域森林計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課
- 4 縦覧期間 平成25年11月1日から同月29日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林緑地課又は沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課に提出すること。

### 沖縄県告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、沖縄中南部地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 森林計画区の名称 沖縄中南部地域森林計画区（那覇市一円、宜野湾市一円、浦添市一円、糸満市一円、沖縄市一円、豊見城市一円、うるま市一円、南城市一円、中頭郡一円並びに島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村を除く地域）
- 2 縦覧に供する書類の名称 沖縄中南部地域森林計画変更計画書（案）

- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所
- 4 縦覧期間 平成25年11月1日から同月29日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林緑地課又は沖縄県南部林業事務所に提出すること。

#### 沖縄県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、宮古八重山地域森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、当該地域森林計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 森林計画区の名称 宮古八重山地域森林計画区（石垣市一円、宮古島市一円、宮古郡一円及び八重山郡一円）
- 2 縦覧に供する書類の名称 宮古八重山地域森林計画変更計画書（案）
- 3 縦覧場所 沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課
- 4 縦覧期間 平成25年11月1日から同月29日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 5 意見書の提出方法及び提出期限 当該地域森林計画の変更案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。意見書は、沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課に提出すること。

#### 沖縄県告示第571号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 区域及び期間
  - (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、南大東村及び北大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）
  - (2) 期間 平成25年11月22日から平成26年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
  - (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
  - (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
  - (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
  - (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行

わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

#### 沖縄県告示第572号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 1 区域及び期間

- (1) 区域 名護市、恩納村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

- (2) 期間 平成25年11月22日から平成26年3月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

#### 5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

#### 沖縄県告示第573号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 1 区域及び期間

- (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、南大東村及び北大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

- (2) 期間 平成25年11月22日から平成26年3月31日まで

- 2 森林病害虫等の種類 松くい虫
- 3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
  - (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
  - (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
  - (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
  - (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
  - (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

---

**沖縄県告示第574号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年11月1日から同月14日まで一般の縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 久米島一周線
- 2 供用開始の区間 久米島町字真謝2021番から久米島町字阿嘉161番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年11月14日

---

**沖縄県告示第575号**

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）第37条第1項の規定により、講習会を次のとおり実施する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日時 平成26年1月29日（水曜日） 午前9時15分から午後5時15分まで
  - (2) 場所 沖縄県庁4階講堂
- 2 講習手数料 手数料2,000円は、沖縄県証紙により、受講申込書を提出する時に納付すること。既納の手数料は還付しない。
- 3 受講申込手続 平成25年12月24日（火曜日）までに沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は各土木事務所に備付けの受講申込書により申し込むこと。
- 4 その他 詳細については、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（電話098-866-2408）へ問い合わせること。

---

公 告

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年11月1日から平成26年3月1日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び浦添市商工産業課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン浦添店 浦添市字城間2689番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2689番地 代表取締役 宮城順一
- 3 届出年月日 平成25年10月4日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 メイクマン浦添店  
変更後 (仮称) マンガ倉庫浦添店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社メイクマン 浦添市字城間2689番地 代表取締役 宮城順一  
変更後 株式会社グローブ 那覇市高良3丁目1番12号 代表取締役 桑野朋博
- 5 変更する年月日 平成26年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年11月1日から平成26年3月1日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び那覇市商工農水課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本商業施設株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 大原孝治
- 3 届出年月日 平成25年10月3日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
変更前 那覇オーパ  
変更後 (仮称) ドン・キホーテ国際通り店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 株式会社ドン・キホーテ 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号 代表取締役 安田隆夫  
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び那覇市商工農水課において縦覧に供する。)
- 5 変更する年月日 平成25年11月28日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年11月1日から平成26年3月1日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び那覇市商工農水課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）ドン・キホーテ国際通り店 那覇市松尾2丁目8番19号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 日本商業施設株式会社 東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号 代表取締役 大原孝治
- 3 届出年月日 平成25年10月3日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前11時、閉店時刻午後9時  
変更後 24時間
  - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前7時から午前11時まで  
変更後 午後10時から翌日の午前6時まで
- 5 変更する年月日 平成25年11月28日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成25年11月1日から平成26年3月1日までの間、沖縄県商工労働部国際物流推進課及び浦添市商工業課において縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メイクマン浦添店 浦添市字城間2689番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社メイクマン 浦添市字城間2689番地 代表取締役 宮城順一
- 3 届出年月日 平成25年10月4日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前9時30分、閉店時刻午後8時  
変更後 24時間
  - (2) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯  
変更前 午前9時30分から午後8時30分まで  
変更後 24時間
- 5 変更する年月日 平成26年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流推進課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンフティーマ 宜野湾市普天間二丁目14番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ティ・エム・オ普天間 宜野湾市普天間二丁目14番1号 代表取締役社長 與那嶺務
- 3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成25年11月1日から同年12月1日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部国際物流推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・2・6号胡屋泡瀬線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 沖縄市胡屋五丁目、胡屋六丁目、安慶田五丁目及び高原一丁目
- 3 縦覧期間 平成25年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び沖縄市建設部都市整備室都市計画担当
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・2・18号城間前田線及び3・4・34号県道153号線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市仲間一丁目、仲間二丁目、仲間三丁目、安波茶一丁目、安波茶二丁目、安波茶三丁目、字前田及び字仲間
- 3 縦覧期間 平成25年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 3・3・10号汀良翁長線
- 2 都市計画を変更する土地の区域 那覇市首里石嶺町2丁目
- 3 縦覧期間 平成25年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び那覇市都市計画部都市計画課

## 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更する予定であるので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 5・5・浦1号浦添大公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市仲間二丁目
- 3 縦覧期間 平成25年11月1日から同月15日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

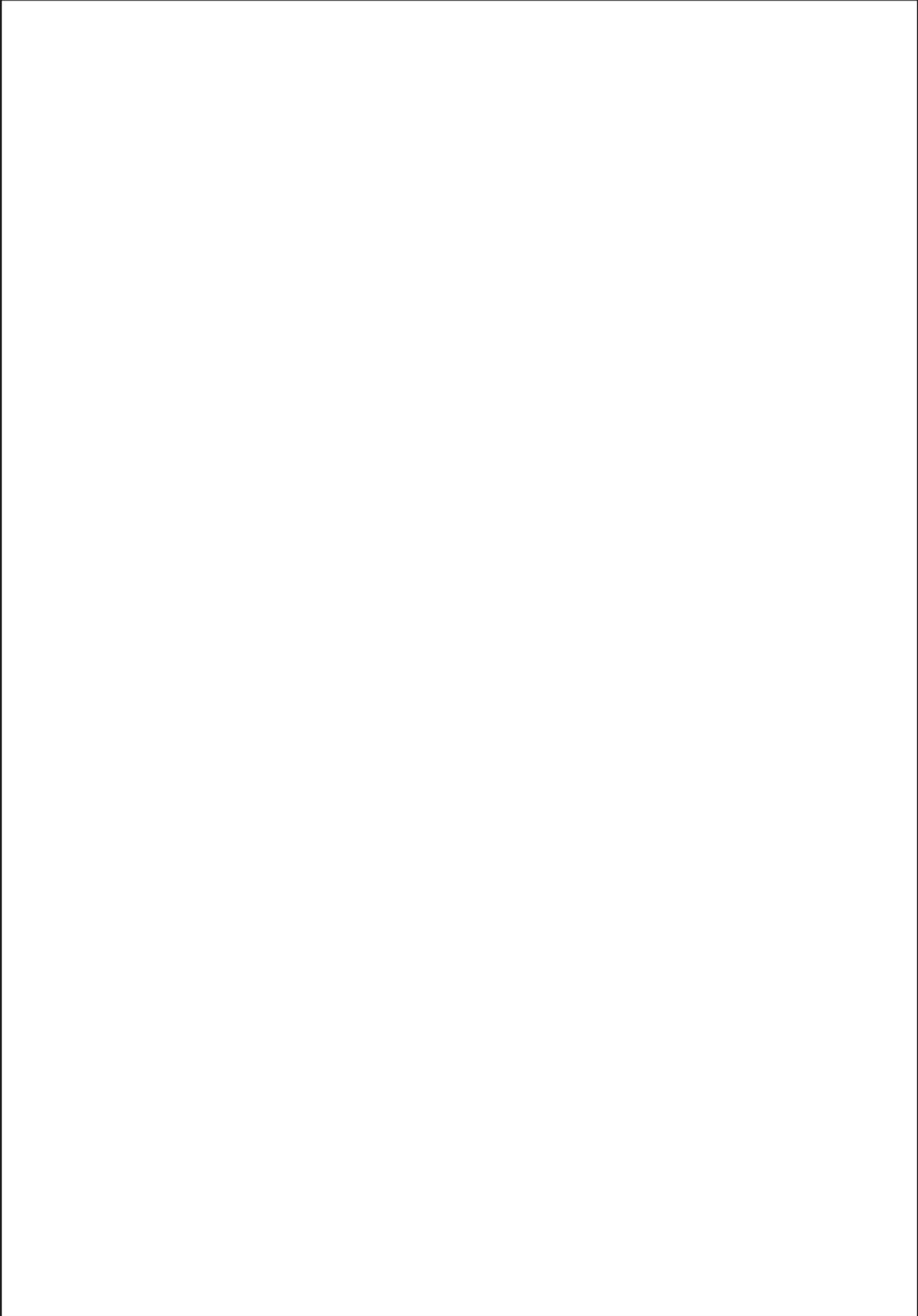
- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・54号城間前田線及び3・3・16号国際センター線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県浦添市字前田山川原及び前田一丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成24年3月23日から平成30年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年11月1日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年12月9日 沖縄県指令土第989号、平成22年11月18日 沖縄県指令土第909号（変更）、平成23年7月1日 沖縄県指令土第677号（変更）、平成24年11月15日 沖縄県指令土第1157号（変更）、平成25年9月12日 沖縄県指令土第1089号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市字田場994番1ほか73筆（四工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市字田場987番地 有限会社前堂建設 代表取締役 前堂勝次
- 5 検査済証番号 平成25年10月23日 第4044号
- 6 工事完了年月日 平成25年8月30日



<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
-------------------------------------------------------	-------------------------------------------------